秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例

(昭和42年12月22日 条例第1号)

改正 昭和45年12月25日 条例第6号

昭和49年3月30日 条例第1号

昭和49年11月18日 条例第4号

昭和52年10月6日 条例第3号

昭和56年3月30日 条例第1号

昭和56年6月27日 条例第5号

昭和60年12月21日 条例第6号

昭和61年6月28日 条例第2号

昭和62年6月25日 条例第4号

昭和63年6月23日 条例第2号

平成2年12月25日 条例第3号

平成3年12月25日 条例第2号

平成6年12月22日 条例第2号

平成8年3月28日 条例第2号

平成10年3月30日 条例第2号

平成12年12月19日 条例第1号

平成16年3月29日 条例第2号

平成18年6月27日 条例第4号

平成25年3月28日 条例第3号

平成26年3月31日 条例第1号

平成27年11月26日 条例第6号

平成28年3月31日 条例第3号

令和元年10月28日 条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条の規定により議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関す

る制度等を定めることにより、議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族 の生活の安定と福祉の向上に役立てることを目的とする。

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、審査会、 審議会、調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査及び嘱託員その他の 非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号) 第1条に規定する職員を除く。)で、労働者災害補償保険法(昭和22年法 律第50号)の適用を受けないものをいう。

(通勤)

- 第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動 を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するもの を除くものとする。
 - (1) 住居と勤務場所との間の往復
 - (2) 一つの勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動(規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場所におけるその就業の場所から勤務場所への移動を除く。)
- 2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない理由により行うための最小限度のものであるときは、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

- 第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償の実施の責めを負う。
 - (1) 議会の議員 議長
 - (2) 非常勤の監査委員及びその他の職員 組合長
- 2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認定される災害が 発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどう かを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速や かに補償を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであ

るかどうかの認定をしようとするときは、次条に規定する秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会の意見を聴かなければならない。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会)

- 第4条 実施機関の諮問に応じて災害が公務又は通勤により生じたものである かどうかを審議させるために秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認 定委員会(以下「認定委員会」という。)を置く。
- 2 認定委員会は、5名の委員により組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた ときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(補償基礎額)

- 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、 それぞれの各号に掲げる額とする。
 - (1) 議会の議員 議会の議長が組合長と協議して定める額
 - (2) 非常勤の監査委員 組合長が定める額
 - (3) その給料又は報酬(以下この号及び次号において「報酬等」という。) が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬等の額(その報酬等の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、組合長が別に定める額)
 - (4) 報酬等が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬等のない職員

前号に掲げる者との均衡を考慮して組合長が定める額

第5条の2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)について、前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員のその年金たる補償を支給すべき月の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月1日(以下この項に

おいて「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、その支給をすべき理由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られるその職員の基準日における年齢)に応じて組合長が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれ その定める額をその年金たる補償に係る補償基礎額とする。

- 2 前項の組合長が定める額は、法第2条第11項の規定により総務大臣が年 齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。
- 第5条の3 休業補償を支給すべき理由が生じた日がその休業補償に係る療養の開始後1年6か月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員のその休業補償を支給すべき理由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて組合長が最低限度額として定める額に満たないとき、又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額をその休業補償に係る補償基礎額とする。
- 2 前項の組合長が定める額は、法第2条第13項の規定により総務大臣が年 齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第2章 補償及び福祉事業

(補償の種類)

- 第6条 補償の種類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 療養補償
 - (2) 休業補償
 - (3) 傷病補償年金
 - (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
 - (5) 介護補償
 - (6) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
 - (7) 葬祭補償

(療養補償)

第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、

若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、 又は必要な療養の費用を支給する。

(休業補償)

- 第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償を行わない。
 - (1) 刑事施設、労役場その他これらに準じる施設に拘禁されている場合
 - (2) 少年院その他これに準じる施設に収容されている場合 (傷病補償年金)
- 第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、その負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6 か月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。
 - (1) その負傷又は疾病が治っていないこと。
 - (2) その負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の障害の等級に該当すること。
- 2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償を行わない。 (障害補償)
- 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、その障害が存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により公務上の負傷若

しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった 事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減じることができる。

2 実施機関は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより 公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾 病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、 休業補償を受ける者にあっては10日間(10日未満で補償の理由が消滅す るものについては、その補償の理由が消滅する日までの間)についての休業 補償を、傷病補償年金を受ける者にあっては傷病補償年金の365分の10 に相当する額の支給を行わないことができる。

(介護補償)

- 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、その傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき理由となった障害であって規則で定める程度のものにより常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、その介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して組合長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償を行わない。
 - (1) 病院又は診療所に入院している場合
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
 - (3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準じる施設として組合長が定めるものに入所している場合

(遺族補償)

第11条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(遺族補償年金)

- 第12条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第3項において同じ。)以外の者にあっては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。
 - (1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
 - (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
 - (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること、又は60歳以上であること。
 - (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。
- 2 遺族補償年金を受けるべき順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、義父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利 を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けること ができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1年につきそれぞれの各号に 定める額とする。
- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は第1項 第4号で定める障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175 を乗じて得た額)
- (2) 2人 補償基礎額に201を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に223を乗じて得た額
- (4) 4人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額
- 第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき。
- (4) 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月3 1日が終了したとき(職員の死亡の時から引き続き前条第1項第4号の障 害の状態にあるときを除く。)。
- (6) 前条第1項第4号の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき(夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。)。
- 2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当する に至ったときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなく なる。

(遺族補償一時金)

- 第14条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。
 - (1) 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
 - (2) 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、 他にその遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、その職員 の死亡についてすでに支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合 に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。
- 2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において 次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 配偶者
- (2) 職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟 姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 3 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、それぞれの各号に掲げる順序 とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあっては、補償基礎額の4 00倍に相当する金額、同項第2号の場合にあっては、補償基礎額の400 倍に相当する金額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除し た額とする。

(年金たる補償の額の端数処理)

第14条の2 年金たる補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(葬祭補償)

第15条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

(この条例に定めがない事項)

第16条 この章に定めるもののほか、補償について必要な事項は、法第3章 (第24条、第25条、第39条の2、第45条及び第46条を除く。)の 規定の例による。

(福祉事業)

- 第17条 実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下 この条において「被災職員」という。)及びその遺族の福祉に関して必要な 次の事業を行うように務めなければならない。
 - (1) 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに 関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - (2) 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の 就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金 の支給その他の事業
- 2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するため に必要な事業を行うように努めなければならない。

第3章 審査

(審查)

- 第18条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、次条に規定する秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会に対し、審査請求をすることができる。
- 2 前項の審査請求があったときは、秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補 償等審査会は、速やかにこれを審査して裁決を行い、その結果を請求人及び 実施機関に通知しなければならない。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会)

- 第19条 前条第1項の審査請求について審査させるために秦野市伊勢原市環 境衛生組合公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、3名の委員により組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 7 会長は、会務を総理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、 規則で定める。

第4章 雑則

(報告、出頭等)

- 第20条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断、若しくは検案を受けさせることができる。
- 2 前項の規定により出頭した者は、規則で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第21条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第1項 の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は 医師の診断を拒んだときは、実施機関は、補償の支払を一時差し止めること ができる。

(期間の計算)

- 第22条 この条例又はこの条例に基づく規則に規定する期間の計算について は、民法(明治29年法律第89号)の期間の計算に関する規定の例による。 (通勤による災害に係る費用の一部負担金)
- 第22条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、200円を超えない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。
- 2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又はその補償がない場合において、その職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これをその職員に代わって納付することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、 20万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(この条例の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の施行後に障害がある状態となり、又は死亡した場合を含む。)におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条の2 この条例の規定に基づく療養(療養に要する費用の支給に係るその療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、その処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。 (障害補償年金差額一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合においては、その者に支給された障害補償年金及びその障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げるその障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障	宇 等	等 級	額
第	1	級	補償基礎額に1、340を乗じて得た額
第	2	級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第	3	級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第	4	級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第	5	級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第	6	級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第	7	級	補償基礎額に560を乗じて得た額

- 2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、 次の各号の順序とし、それぞれの各号に掲げる者のうちにあっては、それぞれの各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- (1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金について必要な事項は、法附則第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

- 第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定める ところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払 一時金を支給する。
- 2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げるその障害 補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同 表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

- 3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、その障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従いその障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金について必要な事項は、法附則第5条の3の規定の例による。

(遺族補償年金前払一時金)

- 第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めると ころにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一 時金を支給する。
- 2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍に相当する額 を限度として規則で定める額とする。
- 3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、その遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従いその遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第14条又は次条の規 定の適用については、第14条又は次条中「遺族補償年金の額」とあるのは 「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金について必要な事項 は、法附則第6条の規定の例による。

(遺族補償一時金の額の特例)

- 第4条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第14条第4項の規定にかかわらず補償基礎額の400倍に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれの各号に定める率を乗じて得た金額(第14条第1項第2号の場合にあっては、その額からすでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。
 - (1) 第14条第2項第3号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 100分の100
 - (2) 第14条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の三親等内の親族又は第12条第1項第4号に定める障害の状態にある三親等内の親族 100分の175
 - (3) 第14条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる者 100分の250

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第12 条及び第13条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に 応じ、第12条第1項第1号及び第3号並びに第13条第1項第6号中「6 0歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和61年1月1日から同年9月30日まで	55歳
昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	59歳

2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であって、その職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であったもの(第12条第1項第4号に規定する者であって第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。)は、第12条第1項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって、その遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第13条第2項中「各号のいずれか」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。

昭和61年10月1日から昭和62年9月30日まで	5 5 歳	56歳
昭和62年10月1日から昭和63年9月30日まで	55歳以上57歳未満	57歳
昭和63年10月1日から昭和64年9月30日まで	55歳以上58歳未満	58歳
昭和64年10月1日から昭和65年9月30日まで	55歳以上59歳未満	59歳
昭和65年10月1日から当分の間	55歳以上60歳未満	60歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第12条第1項 (第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位 とし、前項に規定する遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉 妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。 4 第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の 右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附 則第3条の規定の適用を妨げるものでない。

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、その補償の理由となった障害又は死亡について、次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げるその年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げるそれぞれの法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がその年金たる補償の年額からその補償の理由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げるそれぞれの法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、その残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115	0	7.3
		0.	7 5
	号)による障害厚生年金又は被用者年金制度		
	の一元化等を図るための厚生年金保険法等の		
	一部を改正する法律(平成24年法律第63		
	号。以下「平成24年一元化法」という。)		
	附則第41条第1項の規定による障害共済年		
	金若しくは平成24年一元化法附則第65条		
	第1項の規定による障害共済年金(以下「障		
	害厚生年金等」という。) 及び国民年金法		
	(昭和34年法律第141号)による障害基		
	礎年金(同法第30条の4の規定による障害		
	基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」とい		
	う。		
	障害厚生年金等(その補償の理由となった障	0.	8 8
	害について障害基礎年金が支給される場合を		
	除く。)		
	障害基礎年金(その補償の理由となった障害	0.	8 8

	について障害厚生年金等又は平成24年一元		
	化法附則第37条第1項に規定する給付のう		
	ち障害共済年金(以下「平成24年一元化法		
	改正前国共済法による障害共済年金」とい		
	う。)若しくは平成24年一元化法附則第		
	61条第1項に規定する給付のうち障害共済		
	年金(以下「平成24年一元化法改正前地共		
	済法による障害共済年金」という。)が支給		
	される場合を除く。)		
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和	0.	7 5
	60年法律第34号。以下「国民年金等改正		
	法」という。)附則第87条第1項に規定す		
	る年金たる保険給付のうち障害年金(以下		
	「旧船員保険法による障害年金」という。)		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.	7 5
	する年金たる保険給付のうち障害年金(以下		
	「旧厚生年金保険法による障害年金」とい		
	う。)		
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定	0.	8 9
	する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧		
	国民年金法による障害年金」という。)		
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
	障害厚生年金等(その補償の理由となった障	0.	8 3
	害について障害基礎年金が支給される場合を		
	除く。)		
	障害基礎年金(その補償の理由となった障害	0.	8 8
	について障害厚生年金等又は平成24年一元		
	化法改正前国共済法による障害共済年金若し		
	くは平成24年一元化法改正前地共済法によ		
	る障害共済年金が支給される場合を除く。)		
	旧船員保険法による障害年金	0.	7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 4
•			J

1		1	
	旧国民年金法による障害年金	0.	8 9
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成	0.	8 0
	24年一元化法附則第41条第1項の規定に		
	よる遺族共済年金若しくは平成24年一元化		
	法附則第65条第1項の規定による遺族共済		
	年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及		
	び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金		
	等改正法附則第28条第1項の規定による遺		
	族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」と		
	いう。)		
	遺族厚生年金等(その補償の理由となった死	0.	8 4
	亡について遺族基礎年金が支給される場合を		
	除く。)		
	遺族基礎年金(その補償の理由となった死亡	0.	8 8
	について遺族厚生年金等又は平成24年一元		
	化法附則第37条第1項に規定する給付のう		
	ち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法		
	 附則第61条第1項に規定する給付のうち遺		
	族共済年金が支給される場合を除く。)又は		
	国民年金法による寡婦年金		
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定	0.	8 0
	する年金たる保険給付のうち遺族年金		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定	0.	8 0
	する年金たる保険給付のうち遺族年金		
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定	0.	9 0
	する年金たる給付のうち母子年金、準母子年		-
	金、遺児年金又は寡婦年金		
上光 井 借 の 短 Pi		•••	

2 休業補償の額は、同一の理由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の理由について支給されるその年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場

合には、その残額)とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
障害厚生年金等(その補償の理由となった障害について障害基	0.	8 8
礎年金が支給される場合を除く。)		
障害基礎年金(その補償の理由となった障害について障害厚生	0.	8 8
年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済		
年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共		
済年金が支給される場合を除く。)		
旧船員保険法による障害年金	0.	7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 5
旧国民年金法による障害年金	0.	8 9

附 則(昭和45年12月25日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例第1 2条第3項および別表の規定は、昭和45年11月以後の期間に係る障害補 償年金および遺族補償年金について適用し、同月前の期間に係るこれらの年 金についてはなお従前の例による。

附 則(昭和49年3月30日条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。 ただし、第15条の改正規定(「公務上」の次に「死亡し、または通勤により」を加える部分を除く。)は、昭和48年9月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2、第7条から第11条まで、第15条(公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。)、第17条および附則第3条の規定は、昭和48年12月1日以後に発生した事故に起因する同条第2条の2に規定する通勤による災害について適用する。

附 則(昭和49年11月18日条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条第3項および別表の規定は、この条例の適用の日以後の期間に係る遺族補償年金および障害補償年金ならびに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金および障害補償年金ならびに同日

前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第3条第1項および同条第2項の規定は、この条例の適 用の日以後に生じた公務上の死亡または通勤による死亡に関して適用し、同 目前に生じた公務上の死亡または通勤による死亡に関しては、なお従前の例 による。

附 則(昭和52年10月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年3月30日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条の次に2条を加 える改正規定は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第3項の規定は、昭和55年11月1日以後の期間に係る遺族補償年金について適用する。

(経過措置)

- 3 新条例附則第2条の2の規定は、障害補償年金を受ける権利を有する者が 昭和56年11月1日以後に死亡した場合について、新条例附則第2条の3 の規定は、同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について 適用する。
- 4 改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附 則第3条第1項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金 とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則 (昭和56年6月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月21日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条及び第13条の規定(改正後の条例附則第4条の2第1項において読み替えられる場合を含む。)は、この条例の施行の日以後に死亡した職員の遺族について適用し、

同日前に死亡した職員の遺族については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年6月28日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年6月25日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の2第2項ただし書の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。
- 3 改正後の条例第5条の2の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」とい う。)及び施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の 期間について支給すべきものについて適用する。
- 4 同一の公務上の障害(負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。 以下この項において同じ。)若しくは死亡又は同一の通勤による障害若しく は死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有してい た者であって、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有する者 に対する施行日以後の期間に係る当該年金たる補償(以下この項において 「施行後補償年金」という。)の額の算定については、施行日の前日におい て受ける権利を有していた当該年金たる補償(次項において「施行前補償年 金」という。)の額の算定の基礎として用いられた補償基礎額(以下この項 において「施行前補償基礎額」という。)が、改正後の条例第5条の2第2 項第2号の規則で定める額のうち、施行後補償年金に係る同号に規定する年 金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る 額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該施行前補償基礎額を当 該施行後補償年金に係る同条第1項に規定する年金補償基礎額とする。

5 施行前補償年金が遺族補償年金である場合であって、施行日以後において、 当該遺族補償年金を、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例第13条第1項後段の規定により次順位者に支給するとき、又は同 条例第16条の規定により、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第12 1号)第35条第1項後段の規定の例により次順位者を先順位者として支給 するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受 ける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

附 則(昭和63年6月23日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年12月25日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に療養を開始した職員に休業補償を支給すべき場合における改正 後の条例第5条の3の規定の適用については、同条中「当該休業補償に係る 療養の開始後」とあるのは、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補 償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年秦野市伊勢原市環境衛生 組合条例第3号)の施行日以後」とする。
- 4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例(昭和62年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第4号)附則第4

項に規定する施行後補償年金に係る施行日以後の期間に係る額の算定について同項の規定を適用する場合には、同項中「改正後の条例第5条の2第2項第2号の組合長が定める額のうち、当該施行後補償年金に係る同号に規定する年金たる補償を受けるべき職員の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額」とあるのは「当該施行後補償年金に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第3号)による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日における年齢に応じて組合長が最高限度額として定める額」と、「施行後補償年金に係る同項に規定する年金補償基礎額」とあるのは「施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる補償基礎額」と、同条例附則第5項中「前項」とあるのは「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第3号)附則第4項の規定により読み替えられた前項」とする。

附 則(平成3年12月25日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、 第2章の章名の改正規定、第12条第3項の改正規定、第17条の改正規定 及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

(遡及適用)

2 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員その他非 常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第12条第3項の規定は、平成7 年8月1日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用する。

附 則(平成10年3月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条の2の規定は、平成 9年10月16日から適用する。

附 則(平成12年12月19日条例第1号) この条例は、平成13年1月6日から施行する。 附 則(平成16年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市伊勢原市 環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例別 表第1備考の規定は、平成15年10月1日から適用する。

附 則(平成18年6月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、 平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月26日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月28日条例第1号抄)(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【別表第1(第8条の2関係)】

【別表第2 (第9条関係)】